

令和6年度静岡県サービス管理責任者等実践研修 実施要綱

(注) 本研修に申し込んだ方は、本要綱の内容について同意いただいたものとみなします

1 目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るために実施するものです。

具体的には、障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の養成を図ることを目的とします。

2 研修期間及び研修実施方法

研修期間は2日間とし、下表のように6グループに分かれて講義及び演習を行います。

<1・2日目の講義の一部> オンデマンド（YouTubeによる講義動画配信）による研修

区分		配信期間	実施方法
講義	全グループ	11月上旬～11月下旬の3週間程度	オンデマンド（YouTubeによる講義動画視聴）

【注意】<1・2日目> 集合による研修

区分	開催日		会場	
講義・演習	Aグループ	1日目	12月19日(木)	静岡労政会館 6階ホール
		2日目	12月20日(金)	
	Bグループ	1日目	12月24日(火)	シズウエル 703会議室
		2日目	12月25日(水)	
	Cグループ	1日目	1月10日(金)	シズウエル 703会議室
		2日目	1月11日(土)	
	Dグループ	1日目	1月16日(木)	シズウエル 703会議室
		2日目	1月17日(金)	
	Eグループ	1日目	1月23日(木)	シズウエル 703会議室
		2日目	1月24日(金)	
	Fグループ	1日目	1月29日(水)	静岡労政会館 6階ホール
		2日目	1月30日(木)	

(会場一覧)

会場名称	所在地	受講者用駐車場
静岡労政会館	静岡市葵区黒金町5-1	なし（公共交通機関を御利用ください）
シズウエル（静岡県総合社会福祉会館）	静岡市葵区駿府町1-70	

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課

（委託先）社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとします。

なお、受講者には、受講決定時に事前課題について案内しますので、所定の様式により、期限までに提出してください。

5 研修受講対象者

静岡県内の障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で、**以下の各受講区分に応じた要件を満たす方とします。**

別紙4「R6 静岡県サービス管理責任者等実践研修受講申込フローチャート」を参考に各自で申込区分を確認の上、お申し込みください。

区分	要件
受講区分 1	<p>【基礎研修修了後、実務経験が2年以上ある方】</p> <p>以下の①～④の要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>①指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である方</p> <p>②サービス管理責任者等基礎研修または平成30年度末までに実施されたサービス管理責任者等研修を修了している方</p> <p>③相談支援従事者初任者研修（講義部分のみを含む）を修了している方</p> <p>④上記②及び③を修了後、本研修1日目までに、指定障害福祉サービス事業所等において障害者等に対する相談支援又は直接支援の実務（別紙2、3参照）を2年以上経験している方</p>
受講区分 2	<p>【基礎研修修了後、通算して6ヶ月以上、個別支援計画作成の業務に従事している方】</p> <p>以下の①～⑥の要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>①指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である方</p> <p>②サービス管理責任者等基礎研修または平成30年度末までに実施されたサービス管理責任者等研修を修了している方</p> <p>③相談支援従事者初任者研修（講義部分のみを含む）を修了している方</p> <p>④上記②の受講開始日前までに、サビ児管等の配置に関する実務経験要件（相談支援または直接支援3～8年）を満たしていた方（別紙2、3参照）</p> <p>⑤上記②及び③を修了後、本研修1日目までに、通算して6ヶ月以上、個別支援計画作成の業務に従事している方（別紙5参照）</p> <p>⑥上記⑤の業務に従事することについて令和6年10月8日（火）までに指定権者に届出が行われている方</p>
受講区分 3	<p>【更新研修を規定の5年間の間に受講せず、配置のための研修要件が失効した方】</p> <p>以下の①～④の要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>①指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である方</p> <p>②平成30年度末までに実施されたサービス管理責任者等研修を修了している方</p> <p>③平成30年度末までに相談支援従事者初任者研修（講義部分のみを含む）を修了している方</p> <p>④令和元年度から令和5年度の間更新研修を受講をしていない方</p>

6 受講定員

530人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

(1) 必要手続き及び必要書類

	ふじのくに電子申請サービスによる申込み	相談支援従事者初任者研修修了証※1写し	サービス管理責任者等研修※2修了証の写し	実務経験証明書※3	個別支援計画作成の業務に従事することについて指定権者へ届出を行った届出書の写し	【法人ごと】サービス管理責任者等実践研修必要書類送付一覧
受講区分1	要申込	要提出	要提出	受講区分1用 要提出	-	法人ごとに作成し提出
受講区分2	要申込	要提出	要提出	受講区分2用①、②(両方必要) 要提出	要提出	
受講区分3	要申込	要提出	要提出	-	-	

※1 講義部分(2日間課程)受講証明書含む

※2 サービス管理責任者等基礎研修または平成30年度末までに実施されたサービス管理責任者等研修

※3 P4の(3)参照

(2) ふじのくに電子申請サービスによる申込み <本研修申込み者**全員**>

申込み準備	<p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を済ませている方 →これまでの静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID(メールアドレス)やパスワードを御準備ください</p> <p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください(研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します)</p>
申込み手順	<p>①ふじのくに電子申請サービスのホームページへアクセス https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/</p> <p>②検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等実践研修」で検索</p> <p>③(利用者登録を行っていない方のみ)利用者登録を行い、パスワードを発行</p> <p>④利用者ID(メールアドレス)・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥利用者IDメールアドレスに申込み受付メールが到着すれば受付完了</p> <p>(申込フォームに入力されたアドレスではありませんので、御注意ください)</p> <p>※半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していないおそれがあるため、必ず、「申込内容照会」にて内容や件数を確認をしてください。</p> <p>★申込み期限後に手続きが完了していないことが判明した場合、申込みのり直しを行うことはできません</p> <p>※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。</p>
申込み期間	<p>令和6年10月8日(火)17時まで</p> <p>※期限後は一切申請入力できません</p>

(3) 必要書類の提出 <「5 研修受講対象者」の受講区分によって必要書類が異なります>

対象者	提出書類
共通	サービス管理責任者等実践研修必要書類送付一覧（法人ごとに作成）
受講区分 1	①「静岡県サービス管理責任者等実践研修 基礎研修等修了後2年以上の実務経験証明書（受講区分1用）」 ②「相談支援従事者初任者研修修了証又は受講証明書の写し」 ③「サービス管理責任者等基礎研修の修了証の写し」
受講区分 2	①「静岡県サービス管理責任者等実践研修 基礎研修受講前に配置のための実務経験を満たしていることの証明書（受講区分2用①）」（基礎研修受講開始日は参考資料1を参照） ②「静岡県サービス管理責任者等実践研修 通算して6か月以上個別支援計画作成の業務に従事していることの実務経験証明書（受講区分2用②）」 ③「個別支援計画作成の業務に従事することについて指定権者へ届出を行った届出書の写し」 （※事業所所在地により様式が異なります。 <u>様式及び届出方法については「11 問い合わせ先」の「指定機関への届出に関すること」の担当先へお問い合わせください。</u> また、県障害者政策課から、実際の届出状況について指定機関に確認する場合がありますのでご承知置きください。） ④「相談支援従事者初任者研修修了証又は受講証明書の写し」 ⑤「サービス管理責任者等基礎研修の修了証の写し」
受講区分 3	①「相談支援従事者初任者研修修了証又は受講証明書の写し」 ②「サービス管理責任者等研修の修了証の写し」

記載上の 留意事項 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験証明書についてはいずれも代表者印押印の上、原本を提出してください。現所属法人が受講希望者が過去在籍していた別法人の実務経験証明をすることはできません。 ・ 複数法人での経歴を証明する場合は、証明する法人ごとに様式を作成し、受講申込み法人がとりまとめて提出してください ・ 1法人で複数の異動がある等により欄が不足する場合は、2枚に渡って記載してください ・ 規定の様式を使用しない場合は、理由書等（任意様式）を添付いただいた場合に限り受理します。ただし、必要項目を満たしていない場合は、受講者選定の対象となりませんので、御承知おきください。
提出方法 (共通)	下記宛て 郵送 により提出をお願いします。 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館2階 静岡県障害者政策課障害者政策班 実践研修担当 宛て ・「提出書類が当課に届いているか」という <u>書類の到達確認の問い合わせには応じられませんので、御了承ください。書類到達を確認したい場合は、特定記録郵便や追跡サービス等を御活用ください。</u>
提出期限 (共通)	令和6年10月10日（木）17時必着 ※提出書類は返却しません ※提出期限に遅れた場合、受講決定しません

(4) 個人情報の利用目的

- ① 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握のため、政令市及び静岡県関係課に提供します。
- ② 申込み時に入力された個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に提供します。

【注意事項】

- ① 本要綱に同意できない方は、本研修に申込みできません。
- ② 申込みは、法人（又は市町）ごと行ってください（事業所単位の申込みは無効です）。また、法人内で優先順位の記載がない又は同一の順位を記載している場合には、受講決定できない場合があります。
- ③ 事業所開設予定でまだ名称が決まっていない場合も、仮称で結構ですので、記載いただき、申してください。研修受講や郵送等にこの名称を使用しますので、「（仮）」や「（未定）」等にはせず、必ず記載ください。また備考欄に設立予定である旨を記載ください。
- ④ 県外の事業所に配置される予定の方については、本研修を受講できません。
- ⑤ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ⑥ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑦ 実務経験証明書や修了証等が期限までに提出のない場合、内容に不備のある場合及び「5 研修受講対象者」に記載のある実務経験年数を満たす見込みがないと認められる場合は、受講決定しません。
- ⑧ 受講決定者には、オンデマンド研修受講の同意書を提出いただきます。
オンデマンドによる講義の受講には、安定したインターネット環境が必要となり、講義動画視聴後に、受講確認のためレポート等の提出があります。（講義動画視聴には、パソコンの利用を推奨します。）
- ⑨ 研修参加費納入通知書、テキスト・資料代払込票、テキスト等は、申込み時に記載した法人所在地へ送付します。住所は法人内で1箇所に統一し、記載ください。1箇所に統一されていない場合は、当課で選択し、送付させていただきます。
- ⑩ 受講対象者が定員より大幅に少ない場合は、Fグループを実施せず、A～E日程の5グループでの実施となります。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、申込み内容を勘案し、選考の上 11月上旬頃決定します（先着順ではありません）。

選考結果は、受講（決定・不決定）通知書として、各法人の長宛てにふじのくに電子申請サービスに送付します。（郵送による通知は行いません）

※ 事前課題については、受講決定と併せて連絡します。

※ 受講決定後の日程変更はできません。

※ 受講不可の決定となった場合、個別の問い合わせにはお答えいたしかねます。

9 修了証

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事が発行する修了証を交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証を交付しません。

- ① 受講決定後に提出を求める、オンデマンド研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
- ② オンデマンドによる配信講義を配信期間内に視聴しなかった場合
- ③ 事前課題、提出書類について所定の期限までに指定された方法で提出がない場合、指定様式でない様式（過年度様式）で実施・提出した場合及び提出課題に著しい不備が認められた場合
- ④ 講義・演習に遅れた場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。ただし、遅延証明書は入室を許可するものであり、修了については、別途判断します。）
- ⑤ 欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ⑥ 私語・居眠り・講義中の写真及び動画撮影、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合
- ⑦ 研修参加費を納付していない又は納付していることが確認できない場合
- ⑧ テキスト・資料代を指定の期日までに支払いを済ませていない場合

10 受講費用

1人当たりの受講費用として、研修参加費及びテキスト・資料代をお支払いいただきます。なお、研修参加費及びテキスト・資料代は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても受講費用は返金しません（研修が中止となった場合を除く））

① 研修参加費：34,000円

受講申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載の納期限までに納付してください。なお、研修当日までに県において納付確認が取れない場合は、修了証を交付しません。

② テキスト・資料代：3,500円

研修参加費の納入通知書とは別に、研修申込み時に記載した法人所在地へあしたか太陽の丘からコンビニ専用払込票（インボイス対応）を送付します。払込票記載の期限までに払い込んでください。1人につき1部購入していただきます。

11 問い合わせ先

確認したい内容により、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先	
下記に関する事 ・申込み方法 (ふじのくに電子申請サービス) ・実務経験証明書	静岡県障害者政策課 メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp お問い合わせはメールでお願いします。 ※募集期間中は問い合わせが集中します。順番に回答させていただきます。その際は、件名に【研修名+質問について】、本文に質問内容と所属、担当者名を記載し御質問ください。返答には数日いただく可能性もありますのでお時間に余裕をもって御質問ください。 (電話番号 054-221-3599、2352)	
指定機関への届出に関する事	静岡市内	静岡市障害者支援推進課 054-221-1098 shougai-support@city.shizuoka.lg.jp
	浜松市内	浜松市障害保健福祉課 053-457-2860 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
	上記以外	静岡県福祉指導課 問い合わせについてはメールにてお願いします。 shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp (054-221-3772)
研修の内容に関する事	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 工藤、瀧本、上島 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)	

令和6年度サービス管理責任者等実践研修 内容

日程 (会場)	時 間	研 修 内 容
オンデ マンド 配信	約 60 分	障害者福祉施策の最新の動向
	約 60 分	サービス担当者会議におけるサビ児管の役割
	約 60 分	協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組
1 日目	9:25 ~ 9:35	事務連絡
	9:35 ~ 9:40	オリエンテーション
	9:40 ~ 10:10	ガイダンス (研修の位置づけ、獲得目標の確認)
	10:10 ~ 12:10	【講義・演習 1】 モニタリングの方法
	13:10 ~ 17:40	【講義・演習 2】 個別支援会議の運営方法
2 日目	9:25 ~ 9:30	事務連絡
	9:30 ~ 9:40	オリエンテーション
	9:40 ~ 11:10	【講義・演習 3】 サービス提供職員への助言指導
	11:10 ~ 12:10	【講義・演習 4】 実地教育としての事例検討会の進め方
	13:10 ~ 14:10	【講義・演習 4】 実地教育としての事例検討会の進め方
	14:20 ~ 16:30	【演習 5】 サービス担当者会議と協議会の活用のまとめ

※時間等については、変更することがあります。

別紙2

サービス管理責任者の要件となる実務経験

平成十八年九月二十九日

厚生労働省告示第五百四十四号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に基づく

業務範囲	業務内容	配置（届出）に必要な実務経験	基礎研修（※1）受講に必要な実務経験（※2）
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	<p>身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務</p> <p>ア 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業</p> <p>イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター</p> <p>ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</p> <p>エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター</p> <p>オ 特別支援学校</p> <p>カ 病院若しくは診療所（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、Dに掲げる資格を有する者、アからオまでに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る）</p> <p>キ その他これに準ずると知事が認めたもの</p>	通算5年以上	通算3年以上
	<p>身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行う業務、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う業務、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務</p> <p>ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床</p> <p>イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業</p> <p>ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所</p> <p>エ 特例子会社、助成金受給事業所</p> <p>オ 特別支援学校</p> <p>カ その他これに準ずると知事が認めたもの</p>	通算8年以上	通算6年以上
	<p>次のいずれかに該当する者が実施する、上記区分Bの直接支援業務</p> <p>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、保育士、児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>	通算5年以上	通算3年以上
	<p>次の国家資格等による業務に通算3年以上従事する者が実施する、上記区分Aの直接支援業務もしくはBの直接支援業務</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師</p>	通算3年以上	通算1年以上

※1 静岡県相談支援従事者初任者研修2日間課程及びサービス管理責任者等基礎研修

※2 サービス管理責任者として指定を受けるために必要な実務経験（配置要件）から2年に満たない年数以上の実務経験が必要

※3 1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験

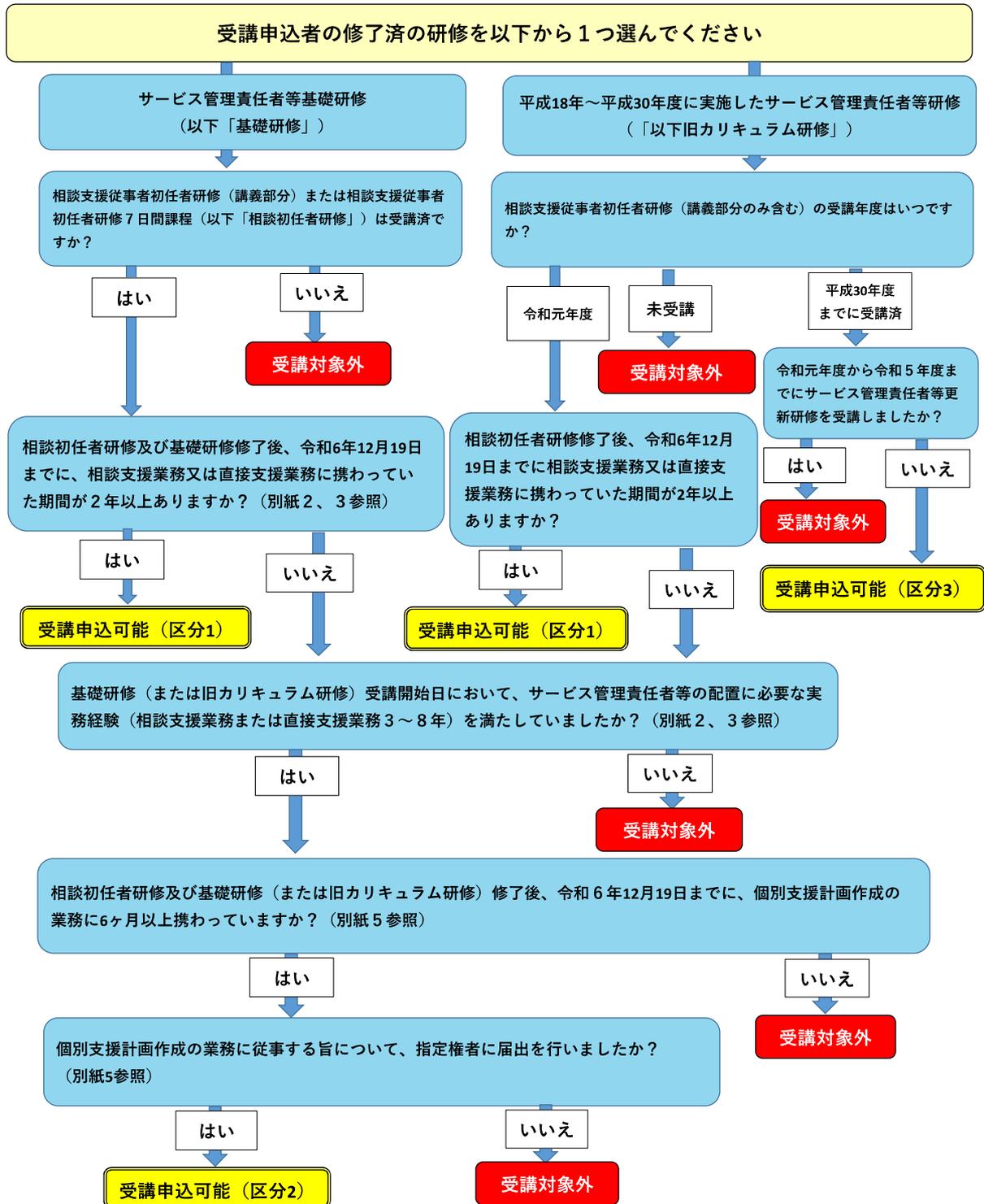
平成二十四年三月三十日
厚生労働省告示第二百三十号「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの」に基づく

業務範囲	業務内容	配置（届出）に必要な実務経験	基礎研修（※1）受講に必要な実務経験（※2）
A 相談支援業務	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	通算5年以上 ただしCに記載がある機関を除いて3年以上 A+B ≥ 5年 かつ A+B-C ≥ 3年	通算3年以上
	ア 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業		
	イ 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター		
	ウ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター		
	エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
	オ 学校（大学除く）		
	カ 病院若しくは診療所（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、Dに掲げる資格を有する者、アからオまでに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る）		
	キ その他これに準ずると知事が認めたもの		
B 直接支援業務	身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務	通算8年以上 ただしEに記載がある機関を除いて3年以上 D ≥ 8年かつ D-E ≥ 3年	通算6年以上
	ア 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療院、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床関係病室		
	イ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業		
	ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
	エ 特例子会社、助成金受給事業所		
	オ 学校（大学除く）		
	カ その他これに準ずると知事が認めたもの		
C	老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、介護医療院、病院又は診療所の療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所	除算期間	除算期間
D 社会福祉主事任用資格者等	次のいずれかに該当する者が実施する、上記区分Bの直接支援業務	通算5年以上 ただしCに記載がある機関を除いて3年以上 A+B ≥ 5年 かつ A+B-C ≥ 3年	通算3年以上
	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、保育士、児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰指導員任用資格者		
E	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床関係病室老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所	除算期間	除算期間
F 国家資格者	次の国家資格等による業務に 通算5年以上 従事する者が実施する、上記区分Aの直接支援業務もしくはBの直接支援業務	通算3年以上 ただしC及びEに記載があるを除いて3年以上 A+B- (C+E) ≥ 3年	通算1年以上
	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師		

※1 静岡県相談支援従事者初任者研修2日間課程及びサービス管理責任者等基礎研修
 ※2 児童発達支援管理責任者として指定を受けるために必要な実務経験（配置要件）から2年に満たない年数以上の実務経験が必要
 ※3 1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること

(別紙4) R6静岡県サービス管理責任者等実践研修 受講申込フローチャート

サービス管理責任者等実践研修の受講にあたっては、「基礎研修修了後2年以上」の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が必要となっていました。令和5年6月の告示改正により、例外的に「基礎研修修了後6ヶ月以上」個別支援計画作成等の業務に従事していることで受講可能になりました。以下のフローチャートにより、各自で申込区分を確認してください。



実践研修を6カ月以上のOJTにより受講するための要件等について

1 要件

以下の(1)～(3)をすべて満たす必要があります。

- (1) 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- (2) 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。(具体的には以下①～③のいずれかのとおり)
 - ① やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者(実務経験者)がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。
 - ② 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており(経過措置対象者)、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。
 - ③ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する。
- (3) 上記業務に従事することについて、指定権者(静岡県、静岡市又は浜松市)に届出を行う。(研修受講申し込みの際に、当該届出の写しを提出する必要があります)

2 指定権者への届出

- (1) 実務経験者がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合【1(2)の①】

→配置する際に指定権者に届出を行っているため、改めての届出は不要
- (2) 経過措置対象者がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合【1(2)の②】

→配置する際に指定権者に届出を行っているため、改めての届出は不要
- (3) 基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合【1(2)の③】
 - ① 当該基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすためにサービス管理責任者等として配置している場合
→配置する際に指定権者に届出を行っているため、改めての届出は不要
 - ② 当該基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすためにサービス管理責任者等として配置していない場合
→当該基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する旨の届出を行う必要があります。届出に必要な書類は別表のとおりです。(すでに届出を行っている場合には、改めての届出は不要)

3 届出先

事業所所在地ごとに届出先が異なりますのでご注意ください。

事業所所在地	指定権者(届出先)
静岡市浜松市以外	静岡県(健康福祉部福祉指導課)
静岡市	静岡市(健康福祉部障害者支援推進課)
浜松市	浜松市(健康福祉部障害保健福祉課)

(別表)

指定権者が静岡県の場合	指定権者が静岡市の場合	指定権者が浜松市の場合
(サービス管理責任者) ・変更届出書(様式第2号) ・サービス管理責任者経歴書(参考様式4-3) ・勤務形態一覧表(別紙2-2)	(サービス管理責任者) ・変更届出書(様式第28号の2) ・付表 ・勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・経歴書 ・研修修了証・資格証の写し ・実務経験証明書	(サービス管理責任者) ・変更届出書(第5号様式) ・勤務形態一覧表 ・経歴書 ・研修修了証(相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修)の写し
(児童発達支援管理責任者) ・変更届出書(様式第3号の3) ・児童発達支援管理責任者経歴書(参考様式4-2) ・勤務形態一覧表(別紙1(通所用)、別紙2(入所用))	(児童発達支援管理責任者) ・変更届出書(様式第8号の18) ・付表 ・勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・経歴書 ・研修修了証・資格証の写し ・実務経験証明書	(児童発達支援管理責任者) ・変更届出書(第5号様式) ・勤務形態一覧表 ・経歴書 ・研修修了証(相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修)の写し
届出を行う際の留意点(静岡県・静岡市・浜松市共通)		
<ul style="list-style-type: none"> ●届出日は実際に提出する日を記入してください。 ●変更届出書の「変更後」欄に、当該基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する旨を、従事開始日とともに明記してください。(記載例: 当該基礎研修修了者〇〇が、個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する。従事開始日: 〇年〇月〇日) (※ここでいう従事開始日は、事業所での勤務を開始した日ではなく、個別支援計画の原案の作成までの業務に従事し始めた日を指します。) ●勤務形態一覧表は、上記従事開始日が含まれる月とし、当該基礎研修修了者の「職種」欄にサービス管理責任者(又は児童発達支援管理責任者)も加えてください。 		

(参考)

- サービス管理責任者等に関する告示の改正について(令和5年6月30日、こども家庭庁支援局障害児支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)
- サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて(令和5年3月31日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)